

## 連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

自治体名:彦根市  
会計:全体会計

(単位:千円)

科目名	金額	科目名	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	241,343,180	固定負債	133,979,959
有形固定資産	227,452,729	地方債等	95,081,732
事業用資産	94,084,877	長期未払金	-
土地	43,097,391	退職手当引当金	7,517,679
土地減損損失累計額	-	損失補償等引当金	-
立木竹	-	その他	31,380,549
立木竹減損損失累計額	-	流動負債	9,984,616
建物	95,586,365	1年内償還予定地方債等	5,141,305
建物減価償却累計額	-52,382,561	未払金	2,220,378
建物減損損失累計額	-	未払費用	-
工作物	6,311,836	前受金	43,224
工作物減価償却累計額	-5,073,694	前受収益	-
工作物減損損失累計額	-	賞与等引当金	929,194
船舶	-	預り金	1,203,513
船舶減価償却累計額	-	その他	447,003
船舶減損損失累計額	-	<b>負債合計</b>	<b>143,964,575</b>
浮標等	-	<b>【純資産の部】</b>	
浮標等減価償却累計額	-	固定資産等形成分	244,711,667
浮標等減損損失累計額	-	余剰分(不足分)	-128,060,319
航空機	-		
航空機減価償却累計額	-		
航空機減損損失累計額	-		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
その他減損損失累計額	-		
建設仮勘定	6,545,540		
インフラ資産	127,970,276		
土地	26,874,470		
土地減損損失累計額	-		
建物	9,592,182		
建物減価償却累計額	-7,010,149		
建物減損損失累計額	-		
工作物	138,674,771		
工作物減価償却累計額	-41,075,890		
工作物減損損失累計額	-		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
その他減損損失累計額	-		
建設仮勘定	914,892		
物品	17,516,925		
物品減価償却累計額	-12,119,349		
物品減損損失累計額	-		
無形固定資産	6,945,503		
ソフトウェア	49,828		
その他	6,895,675		
投資その他の資産	6,944,948		
投資及び出資金	396,139		
有価証券	258,500		
出資金	137,639		
その他	-		
長期延滞債権	593,577		
長期貸付金	189,718		
基金	6,019,980		
減債基金	487,959		
その他	5,532,020		
その他	19,231		
徴収不能引当金	-273,696		
流動資産	19,272,743		
現金預金	11,926,677		
未収金	3,658,442		
短期貸付金	-		
基金	3,368,487		
財政調整基金	3,368,487		
減債基金	-		
棚卸資産	161,871		
その他	205,382		
徴収不能引当金	-48,116		
繰延資産	-	<b>純資産合計</b>	<b>116,651,348</b>
<b>資産合計</b>	<b>260,615,923</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>260,615,923</b>

## 連結行政コスト計算書

自 令和3年4月1日  
至 令和4年3月31日

自治体名:彦根市

会計:全体会計

(単位:千円)

科目名	金額
経常費用	79,045,592
業務費用	44,220,095
人件費	15,390,935
職員給与費	13,441,297
賞与等引当金繰入額	852,208
退職手当引当金繰入額	296,066
その他	801,364
物件費等	27,526,932
物件費	17,714,104
維持補修費	1,383,298
減価償却費	7,125,333
その他	1,304,197
その他の業務費用	1,302,228
支払利息	925,881
徴収不能引当金繰入額	73,604
その他	302,743
移転費用	34,825,496
補助金等	27,000,895
社会保障給付	7,799,678
その他	24,923
経常収益	17,834,813
使用料及び手数料	13,335,655
その他	4,499,158
純経常行政コスト	61,210,779
臨時損失	120,242
災害復旧事業費	-
資産除売却損	73,656
損失補償等引当金繰入額	-
その他	46,587
臨時利益	203,858
資産売却益	162,111
その他	41,747
純行政コスト	61,127,163

## 連結純資産変動計算書

自 令和3年4月1日  
至 令和4年3月31日

自治体名：彦根市

会計：全体会計

(単位：千円)

科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	113,835,406	243,735,276	-129,899,870
純行政コスト(△)	-61,127,163		-61,127,163
財源	63,260,861		63,260,861
税金等	37,604,337		37,604,337
国県等補助金	25,656,524		25,656,524
本年度差額	2,133,698		2,133,698
固定資産等の変動(内部変動)		1,262,877	-1,262,877
有形固定資産等の増加		7,933,927	-7,933,927
有形固定資産等の減少		-7,091,334	7,091,334
貸付金・基金等の増加		765,841	-765,841
貸付金・基金等の減少		-345,558	345,558
資産評価差額	55,398	55,398	
無償所管換等	162,379	162,379	
他団体出資等分の増加			-
他団体出資等分の減少			-
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	-
その他	464,466	-504,263	968,729
本年度純資産変動額	2,815,941	976,391	1,839,551
本年度末純資産残高	116,651,348	244,711,667	-128,060,319

## 連結資金収支計算書

自 令和3年4月1日  
至 令和4年3月31日

自治体名:彦根市

会計:全体会計

(単位:千円)

科目名	金額
<b>【業務活動収支】</b>	
業務支出	72,016,875
業務費用支出	37,191,378
人件費支出	15,457,019
物件費等支出	20,541,146
支払利息支出	925,881
その他の支出	267,332
移転費用支出	34,825,496
補助金等支出	26,997,655
社会保障給付支出	7,799,678
その他の支出	28,163
業務収入	78,378,691
税収等収入	37,178,256
国県等補助金収入	23,632,750
使用料及び手数料収入	13,078,575
その他の収入	4,489,111
臨時支出	120,242
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	120,242
臨時収入	41,747
業務活動収支	6,283,321
<b>【投資活動収支】</b>	
投資活動支出	10,968,464
公共施設等整備費支出	7,480,769
基金積立金支出	3,473,083
投資及び出資金支出	1,000
貸付金支出	12,864
その他の支出	747
投資活動収入	5,225,123
国県等補助金収入	2,051,700
基金取崩収入	2,828,625
貸付金元金回収収入	6,888
資産売却収入	162,111
その他の収入	175,799
投資活動収支	-5,743,341
<b>【財務活動収支】</b>	
財務活動支出	8,875,884
地方債等償還支出	8,388,360
その他の支出	487,524
財務活動収入	11,121,539
地方債等発行収入	9,753,856
その他の収入	1,367,683
財務活動収支	2,245,655
本年度資金収支額	2,785,636
前年度末資金残高	8,069,946
本年度末資金残高	10,855,582
前年度末歳計外現金残高	1,002,044
本年度歳計外現金増減額	69,051
本年度末歳計外現金残高	1,071,095
本年度末現金預金残高	11,926,677

# 注記 全体財務書類

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

#### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

なお、地方公営企業法が適用される会計については、地方公営企業会計基準によります。

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

#### ② 満期保有目的以外の有価証券

##### ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

##### イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

#### ③ 出資金

##### ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

##### イ 市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10年～50年

工作物 7年～60年

物品 3年～20年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法）

#### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

なお、地方公営企業法が適用される会計については、地方公営企業会計基準によります。

### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

#### ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

#### ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

#### ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

なお、地方公営企業法が適用される会計については、地方公営企業会計基準によります。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、6ヶ月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、当市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 採用した消費税等の会計処理

公営企業事業会計は税抜方式、その他の会計は税込方式による会計処理を行っています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が100万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについては、取得価額又は見積価格が100万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに物件費又は修繕維持費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

(2) 表示方法の変更

重要な表示方法の変更はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲を変更

重要な資金の範囲の変更はありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

主要な業務の改廃はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

組織・機構の大幅な変更はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

地方財政制度の大幅な改正はありません。

(4) 重大な災害等の発生

重要な災害等の発生はありません。

(5) その他重要な後発事象

その他重要な後発事象はありません。

#### 4. 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況  
重要な保証債務及び損失補償債務負担はありません。
- (2) 係争中の訴訟等  
重要な係争中の訴訟はありません。
- (3) その他主要な偶発債務  
その他主要な偶発債務はありません。

#### 5. 追加情報

- (1) 対象団体（会計）の一覧、連結の方法及び対象と判断した理由

- ① 全部財務書類の対象範囲は次のとおりです。

特別会計	国民健康保険事業特別会計
	農業集落排水事業特別会計
	介護保険事業特別会計
	後期高齢者医療事業特別会計
公営企業会計	水道事業会計
	下水道事業会計
	病院事業会計

- ② 特別会計、地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

- (2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものと調整しています。

- (3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- (4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている公共資産

イ 内訳

令和4年度以降において、売却予定とされている重要な公共資産はありません。